

e o 光テレビ契約約款

2021年9月1日

株式会社オプテージ

e o 光テレビ契約約款

第 1 条（約款の適用）

株式会社オプテージ（以下「当社」といいます。）は、e o 光テレビ契約約款（提供条件の他、契約成立までに当社が提示する書類を含みます。以下「本約款」といいます。）を定め、これにより、e o 光テレビサービスを提供します。

2. eo 光パートナーサービス契約者には、本約款に関する条項の追加、削除、変更等の条件を別途定めた eo 光テレビ契約約款 eo 光パートナーサービス契約者特約（以下「特約」といいます。）の規定が適用されます（ただし、特約が適用される範囲は、eo 光パートナーサービス契約者に対し提供された eoID により契約された eo 光テレビサービスに限ります。）。この場合、特約は本約款の一部を構成するものとします。本約款と特約との間に齟齬が生じた場合、特約が本約款に優先して適用されるものとします。

第 2 条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他のサービスの提供条件は変更後の約款によります。

第 3 条（サービス）

当社が、定められた業務区域（以下「サービス提供区域」といいます。）において提供する e o 光テレビサービスは、次のとおりとします。

（1）基本サービス

当社が再放送同意を取得した放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む。）と FM ラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービスおよび別表 2 に定める基本利用料範囲内の自主放送サービス

（2）オプションチャンネル

別表 5 に定める利用料にて利用いただけるチャンネル単位で料金を課金する基本利用料範囲外の自主放送サービス。ただし、オプションチャンネルは、基本サービス（タイプ 3 は除く）を利用いただく場合に限り利用いただけます。

（3）上記サービスに付帯するサービス

第 4 条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	本約款第 6 条により成立した契約
e o 光テレビ契約者	当社と本契約を締結した者
e o 光テレビサービス取扱所	e o 光テレビサービスに関する業務を行う当社の事業所
本施設	当社の放送センターから e o 光テレビ契約者の受信機に至るまでの施設
契約者回線	当社の放送センターから TV 用 ONU までの施設
TV 用 ONU	契約者回線の需要場所側の終端に設置される放送用光受

	信機
引込施設	クロージャからTV用ONUまでの施設
STBなど	eo光テレビチューナー（以下「STB」といいます。）、その付属品、C-CASカードおよびTV用ONU付属品
追加機能付きSTB	STBのうち月額利用料が必要なもの
B-CASカード	STBに挿入されることによりSTBを制御するICを組み込んだ株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズがeo光テレビ契約者に貸与するカード
C-CASカード	STBに挿入されることによりSTBを制御するICを組み込んだ当社が指定する技術的な基準に適合するカード
eo光テレビ契約者施設	TV用ONUの出力端子の接続線から受信機に至るまでのSTBなどを除く施設
受信機	テレビ、ビデオなどの機器
インターネット	当社が提供する電気通信サービス（光ファイバーアクセスサービス契約約款に基づくプラン1またはプラン5に係る光ファイバーアクセスサービスおよびeo光ネット【マンションタイプ】利用規約に基づくインターネット接続サービスをいいます。）
IP電話	当社が提供する電気通信サービス（IP電話サービス契約約款に基づくIP電話サービスおよびeo光電話サービス利用規約に基づくIP電話サービスをいいます。）
eo光パートナー	当社よりeo光ネットの名称で提供している光ファイバーアクセスサービスの提供を受け、自社サービスと光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて、サービスを提供する事業者
eo光パートナーサービス	eo光パートナーが、自社サービスと当社より提供を受けた光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて提供するサービス
eo光パートナーサービス契約	eo光パートナーからeo光パートナーサービスの提供を受けるための契約
eo光パートナーサービス契約者	eo光パートナーとeo光パートナーサービス契約を締結している者（eo光パートナーサービス契約を申し込み中の者を含む。）

第5条(契約の単位)

集合住宅共聴方式を除く契約は、契約者回線1回線ごとに1の契約といたします。この場合、1の契約につき契約者は1人といたします。

2. 集合住宅共聴方式の場合は、物件所有者などと別途締結する導入契約に記載される各戸の区分所有者などごとに1の契約とします。

第6条（契約の成立）

加入申込者が、本約款を承認の上、当社所定の方法により申し込みを行い、当社が申し込みを承諾したときに、サービスの提供に関する契約が成立するものとします。

2. 当社は前項の定めに係わらず、次の場合には本契約を承諾しない場合があります。

（1）加入申込内容に虚偽の届出のあることが判明した場合。

（2）引込施設またはS T Bなどの設置、および保持が困難な場合。

（3）e o 光テレビ契約者が本約款に基づく料金その他の支払いを怠るおそれがある場合。

（4）その他、サービスを提供するうえで当社の業務遂行上、支障がある場合。

3. 加入申込者は、所有または占有する敷地、家屋または構築物などにおいて、地主、家主その他利害関係人があるときには、本施設の設置、保守、その他本約款の履行のため、当社が敷地、家屋または構築物などを使用することについてあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関しては、加入申込者が責任を負うものとします。

4. 本契約は原則として、e o 光テレビ契約者と同一世帯の者が視聴することを目的とします。ただし、当社は商業利用など業務で不特定もしくは多数の第三者が視聴できるように使用し、または同時送信などで使用することを目的とする場合など同一世帯の者が視聴する目的以外の場合においても、その利用方法、条件によっては、その契約を認める場合があります。

5. 当社は、第1項の規定により本契約が成立した場合、またはe o 光テレビ契約者から追加機能付きS T Bの利用に関する申し込みがあり、その申し込みを承諾した場合は、当社が別に定める方法により、その契約内容を通知します。

第7条（初期契約解除）

e o 光テレビ契約者は、前条第5項の規定による通知の受領後8日を経過するまでに、当社所定の方法により、当社に申し出ることにより、その申し込みの撤回または本契約を解除（以下「初期契約解除」という）することができます。

2. サービスの提供にかかる工事などの着手後に初期契約解除が適用された場合、e o 光テレビ契約者は、別表4に規定する額を上限とし、当社が既に実施した工事などに要した費用、および撤去に要するすべての工事費などの費用を負担するものとします。

第8条（最低利用期間）

e o 光テレビ契約者は、本契約を契約者回線に係る工事が完了した日（以下「工事完了日」といいます。）の属する月の翌月から少なくとも1年間継続していただきます（以下、「最低利用期間」といいます。）。この期間内に契約の解約があった場合（工事完了月に契約の解除があった場合も含みます。）は、e o 光テレビ契約者は、当社の定める期日までに、別表6に定める最低利用期間精算金を、一括して支払うものとします。ただし、e o 光テレビ契約者の責に帰さない理由により、サービスを提供できなくなった場合は、この限りではありません。

2. 追加機能付きS T Bについては、前項の規定に準じて取り扱います。ただし、最低利用期間については、当該S T Bに加入した日から起算します。

3. 地デジ・BSコース スターチャンネルセットについては、本条第1項の規定に準じ

て取り扱います。ただし、最低利用期間については、スターチャンネル1、スターチャンネル2、およびスターチャンネル3（以下、「スターチャンネル」といいます。）の視聴に係る手続きを当社が完了した日の属する月の翌月から起算します。また、本コースからタイプ4への契約変更の場合は、最低利用期間満了前であっても最低利用期間精算金の支払いは要しないものとします。

4. 前条に規定する初期契約解除が適用された場合は、前3項の規定に関わらず、最低利用期間精算金の支払いは要しないものとします。

第9条（サービス利用の一時休止）

e o 光テレビ契約者は、当社が提供するサービスの利用を、一時休止する場合は、14日前までに、当社所定の方法により申し出るものとします。

なお、最低利用期間満了前の一時休止およびタイプ3の一時休止はできないものとします。また、一時休止後、サービスの利用を再開された後1年以内の再一時休止は、できないものとします。

2. e o 光テレビ契約者は、一時休止した日の属する月の翌月から利用再開した日の属する月の前月までの期間は、休止料として、別表2に定める金額を、当社に支払うものとします。

3. 本条の一時休止期間は最長12ヶ月とします。

第10条（設置場所の変更）

e o 光テレビ契約者は、サービス提供区域内において、技術的に接続が可能な場合に限って、引込施設およびSTBなどの設置場所を変更できるものとします。

2. 前項の場合、e o 光テレビ契約者は、当社所定の方法により申し出るものとします。

3. 当社は、前項の申し出について、第6条の規定に準じて取り扱います。

4. e o 光テレビ契約者は、この変更に必要なすべての工事費などの費用（e o 光テレビ契約者以外の者に生じる費用を含む）を負担するものとします。

第11条（利用権の譲渡）

e o 光テレビ契約に係る利用権（e o 光テレビ契約者が本約款に基づいてe o 光テレビサービスの提供を受ける権利をいい、以下同じとします）の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に申し出るものとします。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができるものとします。また当社は、当社の判断において、当事者の連署または譲渡があったことを証明できる書類の添付を不要とすることがあります。

2. 当社は、前項の規定によりe o 光テレビ契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) e o 光テレビ契約に係る利用権を譲り受けようとする者がe o 光テレビの利用料または工事費などの費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) そのe o 光テレビ契約に係る契約者回線などを継続利用されないとき。

(3) 譲渡するe o 光テレビ契約の基本サービスが地デジ・BSコース スターチャンネルセットであるとき。

(4) その他当社が指定する条件を満たさないとき。

3. e o 光テレビ契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、e o 光テレビ契約者の有していたe o 光テレビサービスに係る権利および義務のうち当社が認める範囲に限り承継するものとします。また、譲渡に際し、設置場所の変更、接続調整などが必要となったときは、譲受人はそれらに要する全ての工事費などの費用を負担するものとします。なお、譲渡に関し当事者間で紛争が生じた場合は、譲受人の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第12条（契約内容の変更）

e o 光テレビ契約者は、サービス内容の変更を希望する場合は、当社所定の方法により申し出るものとします。

2. 当社は、契約内容の変更の申し出があった場合、当社の指定する期日までに受付けたものについて、当社の指定する期日から変更された内容によってサービスを提供します。

3. 第1項の他、加入申込書に記載した事項について変更がある場合は、e o 光テレビ契約者は、当社所定の方法により、すみやかに申し出るものとします。

第13条（解約）

e o 光テレビ契約者は、本契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の14日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。

2. 前項による解約の場合は、e o 光テレビ契約者は第14条の規定による料金を当該解約の日の属する月の分まで、当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。

3. 第1項による解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、引込施設とSTBなどを撤去し、e o 光テレビ契約者は、別表4に定める撤去工事費および追加工事費を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。ただし、撤去にともない、e o 光テレビ契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合は、e o 光テレビ契約者は、自己の負担で、その復旧工事を行うものとします。

4. 引込施設撤去後の地上放送などの受信設備（アンテナなど）はe o 光テレビ契約者が用意するものとし、解約後の地上放送などの受信について当社は関知いたしません。

5. 解約に際しては、加入契約料、および加入の際に申し受けた工事費などはe o 光テレビ契約者に返戻いたしません。

第14条（利用料の支払義務）

e o 光テレビ契約者は、別表2に定めるサービス利用料、別表3に定める追加機能付きSTB利用料および別表5に定めるオプションチャンネル利用料（以下「利用料など」といいます。）をサービス提供月の翌月に当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。

2. e o 光テレビ契約者は、工事完了日の当該月の翌月分から解約の日の属する月の分まで利用料などを支払うものとします。ただし、オプションチャンネル利用料は、サー

ビス開始日の当該月分から解約の日の属する月の分まで支払うものとします。

3. 削除

4. 第2項の期間において、サービスの提供の停止などによりe o光テレビサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料などの支払いは、次によります。

(1) サービスの提供の停止があったときは、e o光テレビ契約者は、その期間中の利用料などの支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、e o光テレビ契約者は、次の場合を除き、e o光テレビサービスを利用できなかった期間中の利用料などの支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 e o光テレビ契約者の責めによらない理由により、e o光テレビサービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料など

5. 当社の故意または重大な過失によりe o光テレビサービスを全く利用できない状態が生じた場合は、前項の規定は適用しません。

6. 当社は、支払いを要しないこととされた利用料などがすでに支払われているときは、その料金を返還します。

7. 第4項の規定にかかわらず、別表2(サービス利用料)、別表3(追加機能付きSTB利用料)および別表5(オプションチャンネル利用料)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第14条の2(料金などの臨時減免)

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金などの減免を行ったときは、関係のe o光テレビサービス取扱所に掲示するなどの方法により、そのことを周知します。

第14条の3(料金の一括後払い)

当社は、e o光テレビ契約者に係る1月の支払い額が、当社が別に定める額に満たない場合は、2月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。ただし、あらかじめe o光テレビ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

第15条(インターネットの複合利用割引の適用)

当社は次に定める(1)から(3)の条件をすべて満たすe o光テレビ契約者より申し出があった場合は、別表2に定める「インターネット複合利用割引」を適用いたしません。

(1) e o光テレビ契約者が、インターネットの契約を締結または利用している場合。

(2) e o光テレビ契約者の利用場所が、上記(1)の契約者回線を共用できる場合。

ただし、集合住宅共聴方式の場合は、この限りではありません。

(3) 金融機関の口座振替の場合、同一の金融機関・同一の口座番号であるなど、本契約に基づくサービスの利用料などの支払手段が、上記(1)のサービス料金の支払手段と同一の場合。

2. 前項の適用は、e o 光テレビ契約者が指定する1の契約者回線に限り1の適用とします。ただし、集合住宅共聴方式の場合は、第5条第2項の規定による契約の単位とします。

3. インターネット複合利用割引の適用は、当社所定の方法により申し込みを行い、当社が承諾した日の属する月の翌月より行います。ただし、第9条の規定に基づき、別表2に定める「休止料」の適用を受けている場合には、当該月についてインターネット複合利用割引の適用はありません。

4. e o 光テレビ契約者が第1項(1)、(2)、(3)いずれかの条件を満たさなくなった場合は、インターネット複合利用割引の適用を廃止します。

第16条 (IP電話の複合利用割引の適用)

当社は次に定める(1)から(3)の条件をすべて満たすe o 光テレビ契約者より申し出があった場合は、別表2に定める「IP電話複合利用割引」を適用いたします。

ただし、前条のインターネット複合利用割引の適用を受けている場合は、この限りではありません。

(1) e o 光テレビ契約者が、IP電話の契約を締結している場合。

(2) e o 光テレビ契約者の利用場所が、上記(1)の契約者回線を共用できる場合。
ただし、集合住宅共聴方式の場合は、この限りではありません。

(3) 金融機関の口座振替の場合、同一の金融機関・同一の口座番号であるなど、本契約に基づくサービスの利用料などの支払手段が、上記(1)のサービス料金の支払手段と同一の場合。

2. 前項の適用は、e o 光テレビ契約者が指定する1の契約者回線に限り1の適用とします。ただし、集合住宅共聴方式の場合は、第5条第2項の規定による契約の単位とします。

3. IP電話複合利用割引の適用は、当社所定の方法により申し込みを行い、当社が承諾した日の属する月の翌月より行います。ただし、第9条の規定に基づき、別表2に定める「休止料」の適用を受けている場合には、当該月についてIP電話複合利用割引の適用はありません。

4. e o 光テレビ契約者が第1項(1)、(2)、(3)いずれかの条件を満たさなくなった場合は、IP電話複合利用割引の適用を廃止します。

第17条 (加入契約料および工事費など)

e o 光テレビ契約者は、別表1に定める加入契約料および別表4に定める工事費などを当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。

第18条 (割増金)

e o 光テレビ契約者が、加入契約料その他本契約に定める債務の支払いを不法に免れた場合、e o 光テレビ契約者には、その免れた額のほか、その免れた額(消

費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を、割増金として、当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払っていただきます。

第19条（遅延利息）

e o 光テレビ契約者が、加入契約料その他本契約に定める債務(遅延利息を除きます。)の支払いを支払期日より遅延した場合、e o 光テレビ契約者は、支払期日の翌日より支払日の前日まで、年利14.5%の遅延利息を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2. 第7条（初期契約解除）に規定する初期契約解除の適用により、支払いを要する事となった料金その他の債務(延滞利息を除きます。)に対する延滞利息については前項の規定に関わらず、商事法定利率に基づき計算します。

第20条（手続きに関する料金）

e o 光テレビ契約者が、加入契約料その他本契約に定める債務を当社に支払った旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）の発行を当社に申し出た場合、別表8に定める支払証明書発行手数料を当社に支払うものとします。

2. eo 光テレビ契約者からの請求または加入契約料その他本契約に定める債務の支払いを現に怠るおそれがあることにより、そのeo 光テレビサービスに関する料金の請求書等の発行を行ったときは、別表8に定める請求書等発行手数料を当社に支払うものとします。

なお、2021年4月以降発行分より、請求書等での支払いに伴う振込手数料はe o 光テレビ契約者の負担とします。

3. e o 光テレビ契約者からの請求により、e o 光テレビサービスに関する料金の口座振替のお知らせなど（以下「料金明細類」といいます。）の発行を行ったときは、別表8に定める料金明細類発行手数料を当社に支払うものとします。

第21条（B-CASカードの取扱い）

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2. e o 光テレビ契約者は、B-CASカードの再発行が必要な場合は、別表7に定めるB-CASカード再発行費用を支払うものとします。

第22条（STBなどの貸与）

当社の提供するサービスに使用するSTBなどは、当社がe o 光テレビ契約者に貸与します。STBの付属品およびC-CASカードは、STB1台につき1を、TV用ONU付属品は1の契約者回線につき1を貸与するものとします。なお、e o 光テレビ契約者は、C-CASカードをSTBに常時装着した状態で使用・保管するものとします。

2. e o 光テレビ契約者は、使用上の注意事項を遵守してSTBなどを使用するものと

し、故意または過失により破損、紛失した場合は、すみやかに当社に届け出るとともに、その修復または補填に要する費用を当社に支払うものとします。

なお、最大の修復・補填費用は別表7に定める金額の通りとします。

3. e o光テレビ契約者は、e o光テレビ契約者の申し出によりS T Bを機種変更する際は、別表4に定めるS T B交換費用を支払うものとします。

4. e o光テレビ契約者は、契約の解約または解除時にはすみやかにS T Bなどを当社に返却するものとします。

なお、e o光テレビ契約者がS T Bなどを当社に返却する際にe o光テレビ契約者の私物（以下「契約者私物」といいます。）が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから1カ月以内にe o光テレビ契約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。（ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。）

5. 地デジ・B Sコースについては、S T Bの貸与はいたしません。

第23条（施設の設置）

当社のサービス提供に必要な契約者回線の設置工事は、当社所定の使用機器、工法などにより、当社または当社指定の業者が行うものとします。

2. T V用O N Uの設置場所は需要場所の地点とし、クロージャから最短距離にある場所を基準として、当社との協議によって定めます。

3. 当社は、設置時点で提供義務を負うe o光テレビサービスの提供に必要なT V用O N Uを設置するものであり、設置後に拡充されたサービスが利用環境その他の理由により正常に利用できない場合であっても、当該拡充されたサービスの提供およびT V用O N Uの交換のいずれの義務も負いません。

第24条（設置場所の提供）

当社は、引込施設およびS T Bなどを取り付けするため、必要に応じて、e o光テレビ契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などを無償で使用できるものとし、e o光テレビ契約者には無償による取り付け場所の提供を承諾していただきます。なお、引込施設およびS T Bなどの使用に係る電源はe o光テレビ契約者が設置するものとし、その電気料金および消耗品はe o光テレビ契約者が負担するものとします。

第25条（立入り）

e o光テレビ契約者は、当社または当社の指定する業者が、本施設の維持管理、保守などを行うために、e o光テレビ契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物などの立入りについて協力を求めた場合は、これを承諾するものとします。

第26条（施設の所有）

当社は、S T Bおよび契約者回線などを、e o光テレビ契約者は、e o光テレビ契約者施設をそれぞれ所有します。

第27条（施設の維持管理、保守工事）

本施設の維持管理は、所有区分によりそれぞれの所有者が行うものとします。

2. 契約者回線の保守工事は、当社所定の使用機器、工法などにより、当社または当社指定の業者が行うものとします。

3. e o 光テレビ契約者は、契約者回線の維持管理、保守工事の必要上、当社が提供するサービスを停止する必要があることを承認いただきます。

第28条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合については、損害の賠償を負いません。

- (1) 天災、事変、不測の事故、通信衛星の故障、第三者の原因による事故、その他契約者回線の故障または工事などによるサービス提供の停止および変更が生じた場合。
- (2) 当社の責に帰さない事由または受信障害により、e o 光テレビ契約者およびe o 光テレビ契約者設備などに損害が生じた場合。
- (3) S T Bの利用において、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じ録画物が消失した場合。また、設置場所の変更、故障、サービスの解約などにより、機器の交換や撤去に際して録画物が消失した場合。

第28条の2（責任の制限）

当社は、e o 光テレビサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのe o 光テレビサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、e o 光テレビサービス契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、e o 光テレビサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応する利用料など（そのe o 光テレビサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあつては、別表の規定に準じて取り扱います。

4. 当社の故意または重大な過失によりe o 光テレビサービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

第29条（禁止事項）

e o 光テレビ契約者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 当社が貸与するS T Bなど以外の機器などのe o 光テレビ契約者施設への接続。
- (2) 当社が貸与するS T Bなどの分解もしくは改造・変造・改ざん・損壊などの行為。
- (3) 当社が貸与するS T Bなどを販売、レンタル、リース、賃貸その他方法のいかんを問わず第三者に使用させる行為。または、担保に供する行為。
- (4) 当社が貸与するS T Bなどの設置場所を当社に無断で変更する行為。または、

サービス提供区域外へ持ち出す行為。

- (5) 引込施設の損壊、改変もしくは増設などの工事。
- (6) 当社が提供するサービスを第三者へ供給すること。
- (7) 当社の提供するサービスについて著作権侵害など、法令に反する利用。
- (8) 対価の有無に係わらず、e o 光テレビ契約者が当社の提供するサービス（自主放送サービスおよびオプションチャンネル）を公に上映すること、または自主放送サービス、オプションチャンネルおよび同時再放送サービスの複製物を頒布すること。

2. e o 光テレビ契約者は、前項に違反して当社に損害を与えた場合においては、当社は、e o 光テレビ契約者に対し、損害の賠償を請求することがあります。また、e o 光テレビ契約者に損害が生じて、当社はその責任を負いません。

第30条（e o 光テレビ契約者に係る情報の利用）

当社は、e o 光テレビ契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、または請求書の送付先などの情報を、当社のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約約款などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、e o 光テレビサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、e o 光テレビ契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

第31条（故障）

当社または当社の指定する業者は、e o 光テレビ契約者から当社の提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し、必要な措置を講ずるものとし、ます。ただし、e o 光テレビ契約者の受信機およびe o 光テレビ契約者施設に起因する受信異常については、この限りではありません。

2. e o 光テレビ契約者は、e o 光テレビ契約者の受信機およびe o 光テレビ契約者施設の異常の調査および修復に要する費用を負担するものとし、ます。

3. e o 光テレビ契約者は、e o 光テレビ契約者の故意または過失により、契約者回線およびS T Bなどに故障が生じた場合は、その施設などの修復に要する費用を負担するものとし、ます。

第32条（番組内容の変更）

当社は都合により予告なしに放送する番組内容を変更することがあります。なお、変更によってe o 光テレビ契約者に生ずる損害の賠償には応じません。

第33条（番組編成の変更）

当社は都合により番組編成を変更することがあります。なお、変更によってe o 光テレビ契約者に生ずる損害の賠償には応じません。

第34条（停止および解除）

当社は、e o 光テレビ契約者が毎月の利用料などを滞納された場合や、e o 光テレビ契約者に本約款に違反する行為があったと認められる場合は、e o 光テレビ契約者に催告したうえでサービスの提供を停止し、停止した月の月末をもって本契約を解除することができるものとします。なお本契約を解除する場合、第8条および第13条の規定を準用します。なお、加入契約料はe o 光テレビ契約者に返戻いたしません。

ただし、本契約の解除後、当社が別に定める期日までに、e o 光テレビ契約者が解除の事由となったその事実を解消し、当社がその事実を確認する事ができ、かつ、e o 光テレビ契約者からサービスを継続して利用する申し出があり、当社が承諾した場合は、滞納された利用料などその他の債務に加え、別表8に定める料金を当社に支払う事により、その解除となった本契約の契約内容を引き継ぎ、サービスの利用を再開できるものとします。

第35条（専属的合意管轄裁判所）

e o 光テレビ契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条（附帯サービス）

別表2に定めるスマートベーシック、またはスマートプレミアムを契約するe o 光テレビ契約者は、当社が別に提供するe o オンデマンドを利用することができます。

2 e o オンデマンドは、当社が別に定めるe o オンデマンド利用規約に基づき提供するものとします。

第37条（eoIDの提供）

当社は、本契約が成立した場合は、e o 光テレビ契約者に対し、1のe o I Dを提供します。ただし、既にe o I Dを保有している場合は、この限りではありません。

2 e o I Dの利用および取り扱いにかかる諸規定は、当社が別に定めるe o I D利用規約において定めます。e o 光テレビ契約者は、e o I Dを取得した時点でe o I D利用規約に同意するものとします。

第38条（キャンペーン等の適用）

e o 光テレビ契約者が、e o 光テレビサービスの提供条件および当社が個別に定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

別 表

別表 1. 加入契約料

金 額
20,000 円 (税込額 22,000 円)

別表 2. サービス利用料

		項 目	月 額		
基本 利用料	タイプ 1	バリュー パック	集合住宅共聴方式	3,900 円 (税込額 4,290 円)	
			上記以外	4,800 円 (税込額 5,280 円)	
		スタンダード パック	集合住宅共聴方式	4,400 円 (税込額 4,840 円)	
			上記以外	5,300 円 (税込額 5,830 円)	
		ライト	集合住宅共聴方式	2,400 円 (税込額 2,640 円)	
			上記以外	3,300 円 (税込額 3,630 円)	
		追加 S T B 利用料 (2 台目以降)	バリューパック	1,900 円 (税込額 2,090 円) / 台	
			スタンダードパック	2,400 円 (税込額 2,640 円) / 台	
			ライト	1,000 円 (税込額 1,100 円) / 台	
	タイプ 2	ベーシック H D	集合住宅共聴方式	4,234 円 (税込額 4,657 円)	
			上記以外	5,134 円 (税込額 5,647 円)	
		プレミアム H D	集合住宅共聴方式	4,691 円 (税込額 5,160 円)	
			上記以外	5,591 円 (税込額 6,150 円)	
		コンパクト	集合住宅共聴方式	2,615 円 (税込額 2,876 円)	
			上記以外	3,515 円 (税込額 3,866 円)	
		追加 S T B 利用料 (2 台目以降)	ベーシック H D	2,096 円 (税込額 2,305 円) / 台	
			プレミアム H D	2,553 円 (税込額 2,808 円) / 台	
			コンパクト	1,000 円 (税込額 1,100 円) / 台	
	タイプ 3		地デジ・B S コース	3,239 円 (税込額 3,562 円)	
			地デジ・B S コース スターチャンネルセット	1 カ月～1 2 カ月迄	4,739 円 (税込額 5,212 円)
				1 3 カ月以降	5,539 円 (税込額 6,092 円)
	タイプ 4	スマート ベーシック	集合住宅共聴方式	3,900 円 (税込額 4,290 円)	
			上記以外	4,800 円 (税込額 5,280 円)	
		スマート プレミアム	集合住宅共聴方式	5,200 円 (税込額 5,720 円)	
上記以外			6,100 円 (税込額 6,710 円)		
スマート コンパクト		集合住宅共聴方式	2,615 円 (税込額 2,876 円)		
		上記以外	3,515 円 (税込額 3,866 円)		
追加 S T B 利用料 (2 台目以降)		スマートベーシック	1,762 円 (税込額 1,938 円) / 台		
		スマートプレミアム	3,062 円 (税込額 3,368 円) / 台		
		スマートコンパクト	1,000 円 (税込額 1,100 円) / 台		

インターネット 複合利用割引	集合住宅共聴方式	上記で規定する基本サービスの月額から各コースとも 500 円（税込額 550 円）の割引を適用します。ただし、追加 S T B の場合は、この限りではありません。
	上記以外	上記で規定する基本サービスの月額から各コースとも 900 円（税込額 990 円）の割引を適用します。ただし、追加 S T B の場合は、この限りではありません。
I P 電話 複合利用割引	集合住宅共聴方式	上記で規定する基本サービスの月額から各コースとも 300 円（税込額 330 円）の割引を適用します。ただし、追加 S T B の場合は、この限りではありません。
	上記以外	
休止料		1,500 円（税込額 1,650 円）

※タイプ1の新規申込受付は、2009年5月17日をもって、タイプ2の新規申込受付は2016年6月30日をもって終了いたしました。ただし、同一タイプ間での契約変更や追加については、この限りではありません。

※タイプ1、タイプ2、およびタイプ4を混在して利用することはできません。

※上記利用料金には、NHK受信料などは含まれておりません。

※追加 S T B を利用する場合で、ライトとバリューパックまたはスタンダードパックを含む場合は、1台目利用料にバリューパックまたはスタンダードパックの利用料を適用します。

※追加 S T B を利用する場合で、コンパクトとベーシックHDまたはプレミアムHDを含む場合は、1台目利用料にベーシックHDまたはプレミアムHDの利用料を適用します。

※追加 S T B を利用する場合で、スマートコンパクトとスマートベーシックまたはスマートプレミアムを含む場合は、1台目利用料にスマートベーシックまたはスマートプレミアムの利用料を適用します。

※地デジ・BSコース スターチャンネルセットは同一の契約者回線において複数回お申し込みいただくことはできません。

別表3. 追加機能付き S T B 利用料

項 目		月 額	備 考
追加機能付き S T B 利用料 ※1	TZ-DCH2810	700 円（税込額 770 円）／台	2009年3月1日をもって 申込受付を終了
	TZ-HDW610PW	700 円（税込額 770 円）／台	2016年6月30日をもって 申込受付を終了
	TZ-HDT620PW	700 円（税込額 770 円）／台	2021年3月29日をもって 申込受付を終了
	TZ-LT1000BW	(2021年4月ご利用分まで) 900 円（税込額 990 円）／台	2021年3月29日をもって 申込受付を終了
		(2021年5月ご利用分から) 0 円（税込額 0 円）／台	
	TZ-DCH9810	1,500 円（税込額 1,650 円）／台	2009年11月30日をもって 申込受付を終了
	TZ-HT3000BW	(2021年4月ご利用分まで) 1,500 円（税込額 1,650 円）／台	2021年3月29日をもって 申込受付を終了
(2021年5月ご利用分から) 700 円（税込額 770 円）／台			
TZ-HT3500BW	700 円（税込額 770 円）／台		

	TZ-BDW900P	1,700 円（税込額 1,870 円）／台	2012 年 1 月 31 日をもって 申込受付を終了
	TZ-BDT910P	1,700 円（税込額 1,870 円）／台	2014 年 3 月 31 日をもって 申込受付を終了
	TZ-BDT920PW	1,800 円（税込額 1,980 円）／台	
	TZ-HXT700PW	（2021 年 4 月ご利用分まで） 2,800 円（税込額 3,080 円）／台	2018 年 11 月 30 日をもっ て申込受付を終了
		（2021 年 5 月ご利用分から） 700 円（税込額 770 円）／台	

※ 1 サービス利用料に追加となります。

別表 4. 工事費など

項 目		金 額	
標準工事費	集合住宅共聴方式	6,200 円（税込額 6,820 円）	
	上記以外	45,000 円（税込額 49,500 円） 基本サービスとインターネットもしくは I P 電話のセット申込の場合は、29,000 円（税込 額 31,900 円）を割引く。ただし、第 7 条に規 定する初期契約解除が適用された場合は申し 込みの形態によらず、16,000 円（税込額 17,600 円）とします。	
追加工事費		実 費	
その他工事費など		実 費	
撤去工事費	集合住宅共聴方式	5,000 円（税込額 5,500 円）	
	上記以外	全施設撤去の場合	17,000 円（税込額 18,700 円）
		引込施設残置の場合	12,000 円（税込額 13,200 円）
		引込施設残置の場合であ って、e o 光テレビ契約 者自身で受信設備（アン テナなど）の切り替えが 完了している場合	5,000 円（税込額 5,500 円）
S T B 追加費用	工事完了日以降に追加 S T B をお申し込みいた いた場合	6,200 円（税込額 6,820 円）／台	
S T B 撤去費用※ 1	当社による撤去工事実施 の場合	8,000 円（税込額 8,800 円）／台	
	e o 光テレビ契約者によ る撤去の場合※ 2	3,000 円（税込額 3,300 円）／台	
S T B 交換費用	当社による交換工事実施 の場合	8,000 円（税込額 8,800 円）／台	
	e o 光テレビ契約者によ る交換実施の場合※ 3	3,000 円（税込額 3,300 円）／台	
T V 用 O N U 交換工事費※ 4		12,000 円（税込額 13,200 円）／台	

出張費用※5	3,000円(税込額 3,300円) / 回
e o光テレビガイド誌	月額 250円(税込額 275円) / 冊

- ※1 タイプ1、タイプ2、またはタイプ4からタイプ3へ変更する場合、および追加されたSTBを撤去する場合にも、STB撤去工事費を適用します。
- ※2 e o光テレビ契約者にてSTBを取り外しの上、STBを当社所定の場所に返送いただきます。
- ※3 当社より新たなSTBを送付後、e o光テレビ契約者にてSTBの交換を実施の上、旧STBを当社所定の場所に返送いただきます。
- ※4 基本サービスのタイプ変更や電波干渉による受信不良の解消を希望される場合にTV用ONU交換工事費が適用される場合があります。
- ※5 各工事費などに含まれています。なお、複数の工事を同時に実施する場合は、各工事費などから減額します。

別表5. オプションチャンネル利用料

チャンネル名	月額	備考
WOWOWプライム WOWOWライブ WOWOWシネマ WOWOW 4K	-	株式会社WOWOWが定める「衛星有料放送サービス約款」の規定に基づく視聴料などによります。 ※タイプ3でもご利用になれます。
スターチャンネル1 スターチャンネル2 スターチャンネル3	2,300円 (税込額 2,530円)	スターチャンネル ※タイプ3でもご利用になれます。
アニマックスHD	739円 (税込額 812円)	
タカラヅカ・スカイ・ステージ	2,700円 (税込額 2,970円)	
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	1,200円 (税込額 1,320円)	
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ	1,500円 (税込額 1,650円)	3チャンネルセット
フジテレビ TWO ドラマ・アニメ		
フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ フジテレビ TWO ドラマ・アニメ	1,000円 (税込額 1,100円)	2チャンネルセット
ディズニー・チャンネル HD	696円 (税込額 765円)	
FIGHTING TV サムライ(HD)	1,800円 (税込額 1,980円)	
J SPORTS 4 HD	1,300円 (税込額 1,430円)	
J SPORTS 1+2+3+4	2,286円 (税込額 2,514円)	4チャンネルセット
刺激ストロングチャンネル	500円 (税込額 550円)	
衛星劇場HD	1,905円 (税込額 2,095円)	

東映チャンネルHD	1,500 円 (税込額 1,650 円)	
WOWOW プラスHD	700 円 (税込額 770 円)	
日本映画専門チャンネルHD	700 円 (税込額 770 円)	
テレ朝チャンネル1	600 円 (税込額 660 円)	
アニメシアターX (AT-X)	1,800 円 (税込額 1,980 円)	
アジア ドラマチック TV(アジア ドラ)	600 円 (税込額 660 円)	
中国テレビ★CCTV大富	1,800 円 (税込額 1,980 円)	
Mnet HD	2,300 円 (税込額 2,530 円)	
KNTV HD	3,000 円 (税込額 3,300 円)	
DATV	2,500 円 (税込額 2,750 円)	
映画・チャンネルNECO-HD	600 円 (税込額 660 円)	
KBS World HD	700 円 (税込額 770 円)	
ホームドラマチャンネルHD 韓流・時代劇・国内ドラマ	713 円 (税込額 784 円)	
V☆パラダイスHD	900 円 (税込額 990 円)	
MTV HD	700 円 (税込額 770 円)	
歌謡ポップスチャンネル HD	800 円 (税込額 880 円)	
TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画	600 円 (税込額 660 円)	
日テレプラス ドラマ・アニメ・音楽ライブ	750 円 (税込額 825 円)	
日経CNBC	900 円 (税込額 990 円)	
BBCワールドニュース	1,200 円 (税込額 1,320 円)	
エンタメ〜テレHD☆シネドラバ ラエティ	600 円 (税込額 660 円)	
エキサイティング・グランプリ	458 円 (税込額 503 円)	
釣りビジョンHD	1,200 円 (税込額 1,320 円)	

パチンコ★パチスロ TV!HD	1,000 円 (税込額 1,100 円)	
グリーンチャンネルHD	1,000 円	2チャンネルセット
グリーンチャンネル2HD	(税込額 1,100 円)	
S P E E Dチャンネル	900 円 (税込額 990 円)	
CNN U.S.	2,000 円 (税込額 2,200 円)	
プレイボーイチャンネルHD	2,500 円 (税込額 2,750 円)	
レッドチェリー	2,500 円 (税込額 2,750 円)	
レインボーチャンネルHD	2,300 円 (税込額 2,530 円)	
ミッドナイト・ブルーHD	2,300 円 (税込額 2,530 円)	
パラダイステレビHD	2,000 円 (税込額 2,200 円)	
チェリーボム	2,300 円 (税込額 2,530 円)	
ダイナマイトTV HD	1,600 円 (税込額 1,760 円)	
AV王 HD	1,600 円 (税込額 1,760 円)	
プレイボーイチャンネルHD	3,000 円	プレイボーイセット
レッドチェリー	(税込額 3,300 円)	
レインボーチャンネルHD	3,000 円	ゴールデンアダルトセット
ミッドナイト・ブルーHD	(税込額 3,300 円)	
パラダイステレビHD		
チェリーボム	2,500 円	ピンク・イエローセット
レッドチェリー	(税込額 2,750 円)	
V E N U S HD	3,000 円	チェリーボムセット
レッドチェリー	(税込額 3,300 円)	
チェリーボム		
ダイナマイトTV HD	2,286 円	ダイナマイトセット
AV王 HD	(税込額 2,514 円)	
チェリーボム		メガセット
ダイナマイトTV HD	3,791 円	
プレイボーイチャンネルHD	(税込額 4,170 円)	
レッドチェリー		

※フジテレビONE・TWOの2チャンネルセット、フジテレビNEXT・ONE・TWOの3チャンネルセット、テレ朝チャンネル1、アジア ドラマチックTV(アジドラ)の申込受付は終了いたしました。

※FOXムービーは2021年1月31日をもってサービスの提供を終了いたしました。

※D A T Vは 2021年 5月 31日をもってサービスの提供を終了いたしました。

別表 6 . 最低利用期間精算金

最低利用期間精算金	集合住宅共聴方式	6,200円 (税込額 6,820円)		
	上記以外	利用期間	1カ月～6カ月迄	16,000円 (税込額 17,600円)
			7カ月～12カ月迄	8,000円 (税込額 8,800円)
	追加機能付きSTB	最低利用期間の残余期間に対応する利用料とします。		
地デジ・BSコース スターチャンネルセ ット	最低利用期間の残余月数に 1,500円 (税込額 1,650円) を乗じた額とします。			

別表 7 . 修復・補填費用

項 目	金 額	
B-CASカード再発行	1,964円 (税込額 2,160円)	
C-CASカード再発行	1,964円 (税込額 2,160円)	
STB (追加機能付きSTB除く)	1年目	18,906円 (税込額 20,796円)
	2年目	14,705円 (税込額 16,175円)
	3年目	10,504円 (税込額 11,554円)
	4年目	6,302円 (税込額 6,932円)
	5年目	2,101円 (税込額 2,311円)
TZ-DCH2810	1年目	36,698円 (税込額 40,367円)
	2年目	28,543円 (税込額 31,397円)
	3年目	20,388円 (税込額 22,426円)
	4年目	12,233円 (税込額 13,456円)
	5年目	4,078円 (税込額 4,485円)
TZ-HDW610PW TZ-HDT620PW	1年目	30,247円 (税込額 33,271円)
	2年目	23,526円 (税込額 25,878円)
	3年目	16,804円 (税込額 18,484円)
	4年目	10,083円 (税込額 11,091円)
	5年目	3,361円 (税込額 3,697円)
TZ-DCH9810	1年目	62,672円 (税込額 68,939円)
	2年目	48,745円 (税込額 53,619円)
	3年目	34,818円 (税込額 38,299円)
	4年目	20,891円 (税込額 22,980円)
	5年目	6,964円 (税込額 7,660円)
TZ-BDW900P TZ-BDT910P	1年目	41,722円 (税込額 45,894円)
	2年目	32,451円 (税込額 35,696円)
	3年目	23,179円 (税込額 25,496円)

	4年目	13,908円（税込額 15,298円）
	5年目	4,636円（税込額 5,099円）
TZ-BDT920PW	1年目	62,577円（税込額 68,834円）
	2年目	48,671円（税込額 53,538円）
	3年目	34,765円（税込額 38,241円）
	4年目	20,859円（税込額 22,944円）
	5年目	6,953円（税込額 7,648円）
TZ-HXT700PW	1年目	53,820円（税込額 59,202円）
	2年目	41,860円（税込額 46,046円）
	3年目	29,900円（税込額 32,890円）
	4年目	17,940円（税込額 19,734円）
	5年目	5,980円（税込額 6,578円）
TZ-LT1000BW	1年目	39,780円（税込額 43,758円）
	2年目	30,940円（税込額 34,034円）
	3年目	22,100円（税込額 24,310円）
	4年目	13,260円（税込額 14,586円）
	5年目	4,420円（税込額 4,862円）
TZ-HT3000BW	1年目	52,290円（税込額 57,519円）
	2年目	40,670円（税込額 44,737円）
	3年目	29,050円（税込額 31,955円）
	4年目	17,430円（税込額 19,173円）
	5年目	5,810円（税込額 6,391円）
TZ-HT3500BW	1年目	33,120円（税込額 36,432円）
	2年目	25,760円（税込額 28,336円）
	3年目	18,400円（税込額 20,240円）
	4年目	11,040円（税込額 12,144円）
	5年目	3,680円（税込額 4,048円）
S T Bリモコン	1,250円（税込額 1,375円）	
その他付属品	実 費	

※出張を伴う場合、上表の金額に加えて、出張費用 3,000円（税込額 3,300円）もしくはS T B交換費用 8,000円（税込額 8,800円）を申し受けます。

※S T Bの提供を開始した日（当社が工事によりS T Bの設置を行なった場合はその設置日とし、また、当社が発送によりS T Bの引き渡しを行なった場合は、当社がS T Bを発送した日の10日後の日とします。）の属する月から起算します。

別表8. 手続きに関する料金

項 目	金 額
支払証明書発行手数料	300円（税込額 330円）／枚
請求書等発行手数料	300円（税込額 330円）／枚
料金明細類発行手数料	100円（税込額 110円）／枚
登録証・契約内容証明書再発行手数料	258円（税込額 283円）

契約譲渡手数料	3,000 円（税込額 3,300 円）
解除回復事務手数料	3,000 円（税込額 3,300 円）

- ※ 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代および郵送料（実費）が必要な場合があります。
- ※ 料金明細類の発行については利用料などの請求がない場合は、料金明細類は発行しません。この場合、上記の手数料の支払いは要しません。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、2012年10月1日から実施します。

(名称変更)

2. この改正規定の実施日において、K-CAT e o光テレビ契約約款はe o光テレビ契約約款に変更します。

(e o光テレビサービスに関する措置)

3. この改正規定実施の際、現に改正前のK-CAT e o光テレビ契約約款の規定により締結しているe o光テレビサービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこのe o光テレビ契約約款の規定しているe o光テレビサービスに係る契約とみなします。

(特約条項の設定)

4. 当社は、特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。

(加入契約料などの減額措置)

5. 当社は、時期・期間・工事の態様により加入契約料、サービス利用料、工事費などの減額を行うことがあります。

(その他)

6. 一括加入、業務用などについては別に定めます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2012年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2013年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2013年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2013年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2013年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2013年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2013年12月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年10月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2015年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2015年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2015年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2016年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2016年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2016年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2016年7月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2016年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、2016年12月1日から実施します。
2. 本改正規定の実施日において、eoIDを保有するeo光テレビ契約者については、同日をもってeoID利用規約を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2017年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2017年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2017年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年7月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年12月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、2019年4月1日から実施します。

(経過措置)

2. 第14条(利用料の支払義務)の規定は、2019年7月1日以降適用するものとし、2019年6月30日以前の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3. 第28条の2(責任の制限)の規定は、2019年7月1日以降適用するものとし、

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

2. 第14条の3(料金の一括後払い)の規定は、2019年12月1日以降適用するものとし、それ以前の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年12月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、2020年2月1日から実施します。

(経過措置)

2. この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかったe o光テレビサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(経過措置)

2. この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかったe o光テレビサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2020年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2021年1月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、2021年3月29日から実施します。

(経過措置)

2. この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかったe o光テレビサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、2021年9月1日から実施します。

(経過措置)

2. この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかったe o光テレビサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。